

福井大学教育学部附属特別支援学校いじめ防止基本方針

平成26年10月27日策定

平成28年4月1日改正

令和3年4月1日改正

令和7年10月16日改正

いじめの定義

「いじめ」とは当該児童生徒と一定の人間関係にある他の児童生徒が行う心理的または物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であり、当該行為の対象となった児童生徒が心身の苦痛を感じているもの。

いじめ防止対策推進法（平成25年法律第71号第1章総則第2条）

1 目的

この基本方針は、本校におけるいじめ防止に係る基本理念及び責務を明らかにするとともに、いじめ防止及び解決を図るための基本となる事項を定めることにより、児童生徒が安心して生活し、学ぶことができる環境をつくることを目的とする。

2 基本理念

- (1) 本校は、全ての児童生徒が安心して学校生活を送り、学習やその他の活動に心豊かに取り組むことができるような環境を整え、一人一人の尊厳を重んじ、相互に尊重し合う社会の実現のために、主体的にいじめ問題に取り組む。
- (2) 本校は、全ての児童生徒が自分自身を大切にし、他者を思いやり、互いに助け合う「心の教育」と、その心に従い、勇気を持って行動できる人を育てることを重視する。
- (3) 本校は、全ての児童生徒が、どんなことがあってもいじめを行わないこと、いじめを認識しながらこれを放置しないこと、いじめがいじめられた児童生徒の心身に深刻な影響を及ぼす許されない行為であることについて、十分理解できるように努める。

3 「思いやりや助け合いの心を持って行動できる」児童生徒を育てる取組

(1) 道徳教育・人権教育の推進

12 か年一貫の経験を重視した学習活動の中で、思いやりや助け合いの心、認め合い学び合う心、感謝の心を育てるとともに、自分の大切さだけでなく、他者の大切さも認めることができる態度を育てる。

(2) 縦割り活動の充実

生活教育という考え方のもと、運動会や学校祭、生活合宿や現場実習などの学校・学部行事等を通して、同世代だけでなく、年齢や能力の違いを越えた児童生徒がそれぞれ

の役割を担いながら、自立と社会参加につながる経験をし、生きる力を培う。また、社会における一員としてよりよい生活や人間関係を築こうとする自主的、実践的な態度を育てる。

(3) 自己肯定感を育む教育活動の推進

全ての児童生徒にとって分かりやすく、楽しく学べる教育に努める。また、個別の教育的ニーズに応じて一人一人が活躍できる活動や人との関わりを通して、児童生徒の多面的な能力を引き出し、ほめて伸ばす教育を進めながら、児童生徒の自己肯定感を高める。

(4) 互いの個性や障害を認め合う学校風土づくり

障害の違いや軽重にかかわらず児童生徒を受容する指導・支援を行う。また、小・中学校や高等学校、地域との交流及び共同学習を行うことで、児童生徒一人一人が互いに認め合い、励まし合う学校風土づくりを進める。

4 いじめの未然防止のための取組

(1) 児童生徒への啓発

いじめが絶対に許されない行為であること、観衆や傍観者が及ぼす影響等について児童生徒への理解を促す。また、SNS（ソーシャルネットワークシステム）等インターネットに係るいじめに関する現状と対策について説明し、児童生徒への認識を高める。

(2) ストレスに適切に対処する力を育む取組

いじめの背景には、学習に対する成果や友人関係等に係るストレスが存在することから、それらの解消に向けて児童生徒自身が適切に対処できるように支援する。

(3) 相談しやすい関係作り

児童生徒が悩みや不安等を教師に対して相談しやすい関係作りに努める。相談を受けた場合、教師は児童生徒の目線に立ち、個に応じて分かりやすく、悩みや不安を解消できるような支援に努める。

(4) 児童生徒理解

自分の気持ちや意思をうまく伝えられない児童生徒の悩みや不安に、様々な観点から情報を収集したり、行動を観察したりすることで、それらの解消に向けて適切な支援を行う。

5 いじめの早期発見のための取組

(1) 児童生徒の見守り

いじめを見逃ごしたり見逃したりしないように、児童生徒の表情や仕草、人間関係等をきめ細かく観察し、わずかな変化に対してもいじめの兆候を捉える。

(2) 教師間の連携と共通理解

全ての教師で児童生徒を見守るという視点に立ち、担任が中心になって児童生徒の気がかりな行為や小さな変化に対して、職員会議や学部会などを通して教師間の連絡を密にし、情報を共有する。

(3) 保護者との連携

連絡帳などにより、日頃から保護者との情報交換を密にすることや個別教育相談会、おしゃべりサロンなどの相談から家庭生活における児童生徒の変化を捉える。

(4) 外部関係機関との連携

福井警察署（スクールサポーター）や福井市青少年愛護センター、当該児童生徒居住地の警察署、青少年愛護センター、特別支援教育センター、こども療育センター、総合福祉相談所、学校医等と相談したり、社会資源等の外部関係機関と適宜情報交換したりする。

6 いじめの早期解決に向けた取組

(1) 被害児童生徒・加害児童生徒への迅速な対応

いじめの訴えがあった場合やいじめの兆候を発見した場合には、特定の教員が抱え込むことなく、速やかに情報を共有する。複数の関係者からの情報収集および事実確認をした上で、被害児童生徒の安全を最優先に考え対応する。また、被害児童生徒が一日も早く安心して学校生活を送れるように努めたり、安心して過ごせる場所を確保したりする。加害児童生徒やその保護者に対しては、いじめに至った背景等を丁寧に聞き取り、本児童生徒の立ち直りと再発防止に努める。

(2) 保護者との連携

被害児童生徒および加害児童生徒の保護者に対して、家庭訪問等によりいじめの状況と今後の対応について十分な説明を行い、理解と今後の指導についての協力を得る。

(3) 外部関係機関との連携

必要に応じて、外部関係機関と連携を取りながら早期解決に向けた最善の方法を講じる。また、犯罪行為として取り扱われるべきいじめ事案については、福井大学教育学部長および人文社会系運営管理課長、県市教育委員会、福井警察署等と連携して対処する。

7 いじめ問題に取り組むための校内組織

(1) 生徒指導・いじめ防止対策委員会

校長は、いじめ等問題行動の未然防止に関して指導の方策等を協議するために、「生徒指導・いじめ防止対策委員会」を設置し、必要に応じて開催する。生徒指導・いじめ防止対策委員会は以下の構成員を基本とし、状況に応じて当該教職員を招集する。

（構成員）校長、教頭、学部主事、教務主任、生徒指導主任、教育相談主任、養護教諭（活動） ・いじめ防止基本方針に基づく取組の実施・点検

- ・ いじめまたはその疑いに関わる情報があった時の対応の在り方の検討
- ・ 児童生徒サポート班からの提案内容の検討及び承認

(2) 児童生徒サポート班

いじめ等問題行動が起きたとき、いじめの程度に合わせて生徒指導・いじめ防止対策委員会の中で「児童生徒サポート班」を構成し、早期解決に向けた取組を行う。

(構成員) 当該児童生徒が所属する学部主事、生徒指導主任、教育相談主任、担任、養護教諭（必要に応じて）

- (活動)
- ・ 児童生徒指導委員会の指導方針や指導方法を共有
 - ・ 事実確認作業
 - ・ 関係児童生徒への対応
 - ・ 関係保護者への対応
 - ・ 関係機関との連携（必要に応じて、警察への協力要請）
 - ・ 事実内容の報告と今後の具体的な指導・支援の報告
 - ・ いじめ事案の対応の経過確認と対応方針の修正

8 重大事態への対処

生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いや相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあるときは、次の対処を行う。

- (1) 重大事態が発生した旨を福井警察署、福井大学教育学部長から学長を通じ文部科学大臣に速やかに報告、情報提供し、連携して対処する。
- (2) 福井県いじめ調査専門委員会や福井県いじめ再調査委員会が行う事実関係を明確にするための調査に協力する。